

協定項目	17	協議項目 公共的団体等の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
------	----	-----------------	---------------

留 意 事 項

1 公共的団体の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会等の産業団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人・私法人でもよく、また、法人でなくともよい。
 (行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日)

公共的団体とは、公共的団体の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体の主たる事務所がほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)

2 公共的団体の活動

公共的団体の活動とは、その団体本来の公共活動をいう(逐条地方自治法)のであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。(行政実例 昭和29年7月26日)

3 総合的調整を図るため、これを指揮監督する

公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。(行政実例 昭和24年1月13日)

公共的団体等として協議する団体

「公共的団体等の取扱い」として協議する団体等については、3町が合併することにより、公共的団体として統合しなければならないもの、又は統合の必要がある団体となります。次の団体に分類されます。

- (1) 団体の設置について3町が関与(補助)している団体
- (2) 3町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体
- (3) 市町村の事業について大きく関与している団体

公共的団体の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（国、都道府県等の協力等）

第 16 条 （略）

第 2 項～第 7 項 （略）

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公共的団体等の監督）

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督する。

商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）

（地区）

第 7 条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第 8 条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第 1 項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

市町村合併に係る公共的団体等の取扱い

1 消防団

消防団の設置及び区域は条例で定められ（消防組織法第 15 条） 1 市町村当たりの設置数には制限がありません。

消防組織上、市町村合併が行われた場合の消防団の取扱いについて明記されているわけではありませんが、合併協議会の協定項目に盛り込まれる等の理由により、昭和 60 年 4 月以降合併が行われた市町村（18 例）においては、すべて統合されています。

2 商工会議所・商工会

商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は 1 つの町村の区域とするのが原則（商工会議所法第 8 条、商工会法第 7 条）です。通常は 1 市町村に 1 つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。

市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1 市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することとなります（商工会議所法第 8 条の 2、商工会法第 8 条）。昭和 60 年 4 月以降の市町村合併のうち、商工会議所、商工会の統合が行われたのは 2 例です。

3 社会福祉協議会（市町村協議会）

社会福祉協議会については、指定都市にあってはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければならない（社会福祉法 109 条とされており、昭和 60 年 4 月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。

先進事例（調整の内容）

篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設）

公共的団体については新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行とおりとする。

西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設）

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めることとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。

2市に共通している団体は、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

2市に共通している団体は、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。

2市に独自の団体は、現行のとおりとする。

あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設）

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一定性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設）

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実績を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

瑞穂市（岐阜県／平成15年5月1日 新設）

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情に配慮しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 穂積町の町内会組織及び巣南町の区組織は、名称を自治会に統一する。自治会組織の単位は、現行のとおりとする。連合組織は、合併後速やかに調整する。

自治会長報酬は、均等割と世帯割により算出し、自治会長の職務については、統一を図る。

イ 土地開発公社については、合併の日の前日をもって穂積町土地開発公社を解散する。合併の日以降巣南町土地開発公社の定款を変更し、新市の土地開発公社とする。

ウ 社会福祉協議会への委託業務は、従来のとおり実施する。社会福祉協議会が行っている遺族会、老人クラブ、母子福祉会の事務については、新市において支援する。穂積町における公設民営手法については、新市において協議調整する。

エ 商工会については、当面現行どおりとし、商工会統合のため、合併推進の協議期間を組織し、早期の統合を図る。

オ 交通安全対策協議会は、合併時に新市で統一組織を設置する。

カ 文化協会は、合併時に統合する。統合及び組織に関しては、現関係役員が協議して自主運営を目標に定める。現加盟団体は、現行のとおり引継ぎ、未加入のクラブサークル等は、加入促進を行い、協会の一員として活動することを基本とする。

キ 体育協会は、合併時にスポーツ少年団を含めた組織として統合する。統合及び組織等に関しては、現関係役員が協議して定め、自主運営とする。現加盟団体は、現行のとおり引継ぐものとし、同種目団体は、原則統合する。

ク 教育振興会は、新市において新たな組織の設置を検討する。継承する時期については、合併時に脱退することが基本である。他機関との関連もあり調整が必要となる。

(2) 各町独自の団体について

新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

ア 穂積町の（財）穂積町施設管理公社は、合併に伴う名称、事務所の所在等の最小限度の寄付行為の変更を行い、現行のまま存続させる。

イ 巣南町の呂久地区農業集落排水管理組合及び西地区下水道推進協議会は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降、委託方法等については検討するものとする。

ウ 巣南町の下水道対策審議会は廃止し、新市において上水道事業、下水道事業も合せた審議会を設置する。

あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設）

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2 市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2 市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

2 市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2 市町独自の団体は、現行のとおりとする。

南アルプス市（山梨県／平成15年4月1日 新設）

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含め統合を図る。

公共的団体等の名称（主なもの）

大成町	瀬棚町	北檜山町
大成町交通安全運動推進委員会		北檜山町交通安全推進委員会
大成町交通安全協会	瀬棚交通安全協会	北檜山町交通安全協会
		北檜山地区交通安全協会
		北檜山町安全運転管理者協議会
		北檜山地区安全運転管理者事業主会北檜山支部
大成町交通安全指導員の会	瀬棚町交通安全指導員の会	北檜山町交通安全指導員会
大成町防犯協会	瀬棚町防犯協会	北檜山町防犯協会
大成町町内会連合会(11)	瀬棚町町内会連合会(28)	町内会(29)
大成町青少年問題協議会		北檜山町青少年問題協議会
大成町生活改善推進協議会	瀬棚町コミュニティ運動推進協議会	
大成町安全で住みよい町づくり推進協議会	瀬棚町安全で住みよい町づくり推進協議会	北檜山町安全で住みよい町づくり推進協議会
	瀬棚町明るい選挙推進協議会	
大成町高齢者事故防止連絡協議会		
大成町自衛隊父兄会	瀬棚町自衛隊父兄会	北檜山町自衛隊父兄会
	瀬棚町自衛隊協力会	
大成町出稼援護相談所	瀬棚町季節労働者援護組合	北檜山町季節労働者援護相談所
大成町緑化推進委員会		
J A 新函館農業協同組合大成支店	J A 新函館農業協同組合瀬棚支店	J A 新函館農業協同組合若松支店
		北檜山町農業協同組合
		狩場利別土地改良区
大成町有害鳥獣駆除協会		
ひやま漁業協同組合大成支所、貝取潤出張所	ひやま漁業協同組合瀬棚支所	ひやま漁業協同組合瀬棚支所太櫓出張所
	日本水難共済会瀬棚救難所	
大成町商工会	瀬棚町商工会	北檜山町商工会
		北檜山町商工協同組合
大成町観光協会	瀬棚町観光協会	北檜山町観光協会
	アイラブ瀬棚振興会	
	瀬棚町建設協会	北檜山町建設協会
		北檜山町技能者協会
	瀬棚町産業担い手対策協議会	
大成町地区林野火災予消防対策協議会	瀬棚町地区林野予消防対策協議会	
	馬場川小学校みどりの少年団	
		北部檜山森林組合
大成町森林要護組合(10)		
大成町納税貯蓄組合連合会(33)	瀬棚町納税貯蓄組合連合会(21)	北檜山町納税貯蓄組合連合会(72)
檜山北部地域保健医療福祉連絡協議会(4)	檜山北部地域保健医療福祉連絡協議会(4)	檜山北部地域保健医療福祉連絡協議会(4)
檜山北部医師会	檜山北部医師会	檜山北部医師会
大成町地域医療推進協議会		

()内は構成単位団体数

大成町	瀬棚町	北檜山町
大成町民生委員児童委員協議会	瀬棚町民生委員児童委員協議会	北檜山町民生委員児童委員協議会
大成町遺族会	瀬棚町遺族会	北檜山町遺族会、遺族後援会
大成町老人クラブ連合会(12)	瀬棚町老人クラブ連合会(3)	北檜山町老人クラブ連合会(10)
	瀬棚町高齢者事業団	北檜山町高齢者事業団
大成町母子会	瀬棚町母子会	北檜山町母子寡婦会
身体障害者福祉協会大成町分区	瀬棚町身体障害者福祉協会	北檜山町身体障害者福祉協会
日本赤十字社大成町分区	日本赤十字社瀬棚町分区	北檜山町赤十字奉仕団
	瀬棚町協同募金分会	
大成町社会福祉協議会	瀬棚町社会福祉協議会	北檜山町社会福祉協議会
大成町献血推進協議会	瀬棚町献血推進協議会	
大成町保健推進員協議会	瀬棚町保健推進員協議会	北檜山町保健推進員協議会
	瀬棚町衛生組合連合会(28)	
	瀬棚町保育所父母の会	
	瀬棚町手をつなぐ親の会	
	瀬棚町地域総合ケア推進協議会	
	瀬棚町保健医療対策協議会	北檜山町健康づくり推進協議会
大成地区保護司会	瀬棚区保護司会	北檜山地区保護司会
社会福祉法人大成慈恵会		社会福祉法人恵福会
大成町学校教育推進協議会		
大成町校長会	瀬棚町校長会	北檜山町校長会
	瀬棚町教頭会	北檜山町教頭会
大成町複式教育研究連盟	瀬棚町複式教育連盟	北檜山町へき地複式教育連盟
	瀬棚町心身障害児教育研究会	北檜山町心身障害児教育研究会
	瀬棚町商業高校教育振興会	
大成町中・高等学校生徒指導研究協議会		
	瀬棚町立教育研究所	北檜山町教育研究所
大成町小・中学校生徒指導研究協議会		北檜山町生徒指導研究会
大成町小学校体育連盟		
大成町学校保健会	瀬棚町学校保健協議会	北檜山町学校保健協議会
大成町学校情報教育推進検討委員会		
大成町就学指導委員会		
	瀬棚町少年育成センター	
大成町子ども育成会連絡協議会(5)	瀬棚町子ども会連合会(15)	北檜山町地域子ども会育成連絡協議会(19)
	瀬棚町青年連絡会(4)	
大成町スポーツ少年団連絡協議会(3)	瀬棚町スポーツ少年団連絡協議会(7)	スポーツ少年団(6)
大成町女性団体連絡協議会(11)	瀬棚町女性団体連絡協議会	北檜山町女性団体連絡協議会
大成町PTA連合会(5)	瀬棚町PTA連合会(5)	北檜山町PTA連合会
大成町校外生活指導連絡協議会		
久遠神楽保存会		新成沖揚げ音頭保存会
北海久遠太鼓保存会	鯨網起こし音頭保存会	二俣風神太鼓保存会

()内は構成単位団体数

大成町	瀬棚町	北檜山町
	三杉太鼓保存会	愛知浮島竜神太鼓保存会
大成町文化団体連絡協議会(4)	瀬棚町文化団体連絡協議会(17)	北檜山町文化協会
	瀬棚町姉妹都市交流推進協議会	
大成町体育協会(8)	瀬棚町体育協会(13)	北檜山町体育協会
	B & G瀬棚海洋クラブ	
社会教育委員の会	社会教育委員の会	社会教育委員の会
体育指導委員の会	体育指導委員の会	体育指導委員の会
大成町消防団(4)	瀬棚町消防団(2)	北檜山町消防団(1)
大成町婦人防火クラブ(12)	瀬棚町婦人防火クラブ(4)	太檜婦人防火クラブ
大成町危険物安全協会	瀬棚町危険物安全協会	北檜山町危険物安全協会
大成町消防後援会		

()内は構成単位団体数